

請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 ホームページ掲載の妥当性・公平性・公正性について

(1) 公開する理由

- ① 議会は、区民に開かれた議会を実現し、議会の信頼性を確保するため、議会に関する情報公開を推進するものとする（板橋区議会基本条例第 3 条第 2 項）。
- ② 議決した請願・陳情の「内容及び議決に至るまでの議論の過程を区民に分かりやすく説明する責務（同第 10 条）」を果たす。
- ③ 現在、ホームページに掲載している請願・陳情に対する各議員の態度の公表（同第 8 条第 1 項第 3 号）に加え、請願・陳情の内容を公開することで、より一層の情報公開を進める。

(2) 公開することによる弊害

- ① 個人情報の漏えい
- ② 事実と異なる内容を掲載することにより、風評被害が生じるおそれ
- ③ 自らの思想・信条を主張したい方の広告塔として利用されるおそれ
- ④ 私人間の紛争に影響を与えてしまうおそれ

2 公開する場合の基本的な考え

- (1) 委員会付託されたすべての請願・陳情を、議会の責任において公開する（公開・非公開の区別をすることは、区民の知る権利や開かれた議会を進めることと矛盾するため、提出者や議会の判断により、公開の可否を判断しない）。
- (2) 請願・陳情者の住所・氏名等の個人情報はマスキングを行う。
- (3) 請願・陳情の全文をホームページに公開する。
- (4) 付託除外となった請願・陳情は公開しない。

3 情報公開条例における考え

	内容	情報公開条例における取扱い	ホームページで公開した場合に想定されるリスク
①	筆跡	非公開（第 6 条第 1 項第 2 号）	個人情報の漏えい（ホームページで公開する場合はデータ化が必要）

②	①のほか、特定の個人が識別され得るもの	非公開（第6条第1項第2号）	個人情報の漏えい（請願・陳情の内容のみでは個人を識別できなくても、他の情報を組み合わせることで、個人を特定する可能性があり、どのような内容が個人情報に該当するかを判断することは困難）
③	第三者の個人情報が記録されている場合	第三者に対し、意見書を提出する機会を与える（第12条第2項）	請願・陳情の場合は、当該第三者に対する連絡手段が無く、適正な行政手続きを保障することができない
④	事実関係が不明なもの	—	閲覧者に真実であるような錯覚を起こさせ、風評被害が生じるおそれがある
⑤	提出者又は第三者の主義・主張	—	板橋区議会ホームページが提出者・第三者の主義・主張の広告塔として使われてしまうおそれがある
⑥	私人間の紛争で双方の意見が掲載されていないもの	—	私人間の紛争や事実認定などに影響を与えてしまうおそれがある

4 検討項目（案）

(1) 請願と陳情を区別して検討することについて

○請願

憲法第16条の定めるところにより国民の基本的人権の一つとして保障されている請願権に基づくもの。

○陳情

法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為である。

請願には議員の紹介が必要であるが（地方自治法第124条）、紹介議員は、請願の内容に賛成を表すものでなければ、紹介すべきではないとされており（行政実例昭和24年9月5日）、あらかじめ議員が請願の内容を確認しているため、さしあたり、請願についてのみホームページで公開する。

(2) 付託除外基準との整合について

ホームページでの公開に適さないと考えられる請願・陳情は、公開を原則とする議会（地方自治法第 115 条）における審査にもなじまないものと考えられることから、付託除外基準の見直し又は現行の付託除外基準 5（その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの）を適用し、付託除外とする。

(3) 公開開始の時期

付託除外基準に関して、以下の事項が議会運営委員会の諮問事項となっていることから、これらの検討の結論を踏まえる必要がある。

諮問事項No.2 「請願・陳情付託除外基準の拡大について

私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする」

諮問事項No.12 「意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて」

関連規定

○東京都板橋区議会基本条例（抄）

（議会の活動原則）

第3条 （略）

2 議会は、区民に開かれた議会を実現し、議会の信頼性を確保するため、議会に関する情報公開を推進するものとする。

（情報公開の推進）

第8条 議会は、情報公開を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 本会議及び委員会（略）を公開すること。ただし、議決により秘密会とした場合を除く。

(2) 議会が保有する文書等を東京都板橋区情報公開条例（略）に基づき適切に公開すること。

(3) 議会及び議員の活動に対する区民の評価に資するよう、議案、決算報告、請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する各々の議員の態度を公表すること。

2 議会は、前項第1号及び第3号に掲げる事項の実施に当たっては、議会広報紙又は情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するよう努めなければならない。

（説明責任）

第10条 議会は、議案等を議決したときは、議決した内容及び議決に至るまでの議論の過程を区民に分かりやすく説明する責務を有する。

（多様な意見及び要望の把握）

第11条 議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる。

2 議会は、本会議又は委員会の運営に当たっては、法第115条の2に規定する公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

○東京都板橋区情報公開条例（抄）

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、区政に関し区民に説明する責務を十分に果たすようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

（公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（略）で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ～ウ （略）

- (3)～(6) （略）

2～3 （略）

（情報の公表及び提供）

第19条 実施機関は、この条例による公文書の公開を行うほか、区民が必要とする情報を的確に把握するとともに、当該情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、区の総合的な計画の報告書等、板橋区規則で定めるものについて、その公表に努めなければならない。